

## 尼崎医療生活協同組合 実務者研修（通信課程）学則

### 【第1条】（事業者の名称・所在地）

本研修は、次の事業者（以下、当組合という。）が実施する。

尼崎医療生活協同組合

兵庫県尼崎市南武庫之荘 11-12-1

名称) 尼崎医療生活協同組合 実務者研修(通信課程)

所在地) 兵庫県尼崎市南武庫之荘 11-12-1

### 【第2条】（設置目的）

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて、介護福祉に関する専門的知識及び技術を修得することで、高齢者化社会における医療・福祉の担い手として活躍し得る人材を輩出し、地域社会に貢献することを目的とする。

### 【第3条】（実施課程及び形式）

1 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下、研修という。）を実施する。

介護福祉士実務者養成研修（通信課程）

2 研修は通信形式を主体とし、一部スクーリングを含むものとする。

### 【第4条】（研修事業の名称）

実務者養成研修事業の名称は次の通りとする。

尼崎医療生活協同組合 実務者養成研修（通信課程）

### 【第5条】（通信養成を行う地域）

通信養成を行う地域は全国とする。（但し受講生はスクーリング通学が可能な方とする）

### 【第6条】（スクーリング会場）

別紙2参照

### 【第7条】（修行年月、研修期間）

研修期間は原則 6 ヶ月間とする。

ただし、有資格者の受講期間短縮適用については下記のとおりとする。

- (1)介護職員初任者研修修了者 3 ヶ月以上
- (2)訪問介護員研修 2 級課程修了者 3 ヶ月以上
- (3)訪問介護員研修 1 級課程修了者 2 ヶ月以上
- (4)介護職員基礎研修修了者 1 ヶ月以上

【第 8 条】（定員、学級数）

別紙 3 参照

【第 9 条】（養成課程）

本研修の養成課程は別紙 1 の通りとする。

【第 10 条】（休業日）

休業日は、次の通りとする。

- (1) 夏季休業（8 月 13 日～8 月 15 日）
- (2) 冬季休業（12 月 30～1 月 5 日）

【第 11 条】（入学時期）

入学の時期は各コースの開始日とする。

（開講時期） 6 月・10 月

【第 12 条】（受講対象者）

次の条件を満たす者については、可能な限り受講が認められるよう格段の配慮を行う。

- (1) 介護福祉士の資格取得を目指している者
- (2) 心身ともに健全である者
- (3) 高等学校卒業もしくは同等以上の学力があると認められる者
- (4) スクーリング通学が可能な者

【第 13 条】（受講料）

受講料等は次の通りとする。

学習内容	無資格	初任者研修 有資格者	ヘルパー 2 級有資格者	ヘルパー 1 級有資格者	基礎研修 有資格者
通信学習	405 時間	275 時間	275 時間	50 時間	50 時間
スクーリング （介護過程Ⅲ）	45 時間	45 時間	45 時間	45 時間	—
スクーリング （医療的ケア演習）	規定時間に 含まれない が受講必須	規定時間に 含まれない が受講必須	規定時間に 含まれない が受講必須	規定時間に 含まれない が受講必須	規定時間に含 まれないが受 講必須
総時間数	450 時間	320 時間	320 時間	95 時間	50 時間
受講料（税別）	90,000 円	72,000 円	72,000 円	40,000 円	32,000 円
内テキスト代（同）	12,800 円	12,800 円	12,800 円	4,800 円	2,800 円
内システム使用料（同）	5,000 円				

※「訪問介護員養成研修 3 級過程」修了者は無資格と同様のカリキュラムを受講するものとする。

※テキストは『最新 介護福祉士養成講座 1～5』（中央法規出版）を使用。

各コースの受講料については、未受講の場合であっても開講後の返金は一切行わない。

#### 【第 14 条】（受講手続）

受講を志願する者は、当組合指定の申込用紙に必要事項を記載し、その他の必要書類を添付して期日までに提出する。

#### 【第 15 条】（選考方法）

受講生の選考方法は書類選考とし、受講予定者を決定後、本人に通知する。

#### 【第 16 条】（履修方法）

本研修は通信課程とし、通信科目の履修方法は下記の通りとする。

- (1)学習方法 受講生はテキストに沿って自己学習し、当組合の定める期日までに各科目のテストを受ける。
- (2)評価方法 各科目の修了評価テストは 7 割以上を合格とし、7 割未満の場合は再提出とする。
- (3)個別指導 通信課程の学習に際しての質問等は、E-mail にて受付、担当講師が個別に回答する。

#### 【第 17 条】（研修修了の認定方法、修了証明書の交付）

受講生の履修状況は、修了評価テストや出席簿等により確実に把握し、修了の認定は以下の通り行う。

- (1)受講料を全額納付し、第 9 条に定めるカリキュラムの全課程を履修し、通信の修了評価テストは期限を厳守していること。
- (2)全課程を修了した時点で、同条 1 の評価と受講態度を総合的に評価し、100 点満点中、A 評価（90 点以上）・B 評価（80～89 点）・C 評価（70～79 点）・D 評価（70 点未満）の 4 段階で評価する。認定は、C 以上で評価基準を満たしたものである。ただし、D 判定の者については再テストとし、合格するまで再テストを行う。
- (3)介護過程Ⅲは、全てを受講し、原則として、遅刻・欠席は認めない。科目の最終日に評価を行ない、100 点満点中 70 点以上を合格とする。不合格者は、1 時間の補習、再評価を受ける。ただし、それでも合格できなかった場合は未修了扱いとする。
- (4)医療的ケア演習は、全てを受講し、喀痰吸引 3 行為、経管栄養 2 行為に対しそれぞれ 5 回評価を行い、5 回目以降を成功することで合格とする。救急蘇生法は 1 回実施し合格とする。

(5)すべての科目の修了を認定された者には、修了証明書を交付する。修了証明書（修了見込証明書を含む）の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。再発行については、手数料として 1,000 円（税別）を受講者の負担とし、指定する口座に振込むことで再発行を行う。

(6)入学、卒業、成績、出席状況等、受講者に関する書類は、尼崎医療生活協同組合が確実に保管するものとする。

#### 【第 18 条】（遅刻、早退、欠席、補講）

- 1 15 分未満の遅刻・早退については、当組合がやむを得ない理由と判断した場合に限り、出席扱いとする。
- 2 15 分以上の遅刻・早退及び欠席については、補講にて対応する。
- 3 補講は尼崎医療生活協同組合の開講している他コースへの振替は無料とする。個別に開催する場合は、1 時間あたり 3,000 円を補講実施日の 2 営業日前までに指定の口座に振込むことで実施する。
- 4 欠席スクーリング・演習授業において遅刻、早退は欠席扱いとする。やむを得ず欠席をした場合、証明できる書類の提出を求めるが、万一、証明できる書類が提出できない場合は再履修申請書に記入の上、養成施設長が認めた場合のみ再履修を行うものとする。在籍期間において再履修を当組合で選定した日に受講者へ通知し、その選定日の中で受けることができるものとする。「やむを得ず」とは次の事由をいう。
  - (1)病気・怪我など
  - (2)天災地変、台風
  - (3)交通機関の事故・ストライキ・運休
  - (4)その他真にやむを得ない事情（養成施設長が認めるもの）

#### 【第 19 条】（教職員の組織）

研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- (1)養成施設長 1 名
- (2)教員 2 名以上（内、専任教員 1 名以上）
- (3)事務職員 1 名以上

#### 【第 20 条】（退学、休学、復学、卒業）

- 1 受講者が退学する場合は、所定の退学届を提出するものとする。
- 2 受講者が休学する場合は、所定の休学届を提出するものとする。なお、休学の期間は、休学日から 1 年以内とする。
- 3 受講者が復学する場合は、所定の復学届を提出するものとする。なお、復学時のカリキュラム等は、別途事務局と協議のうえ決定する。

- 4 受講者は、以下の場合に退学とする。
  - (1) 本研修の在籍期間を超えた場合
  - (2) 休学期間を超えた場合
- 5 受講者は、修了の認定をもって卒業とする。

**【第 21 条】（賞罰）**

当組合は、次に該当する者の受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者
- (3) その他、当組合が不相当とみなした者

受講を取り消されるに至った者は、その間履修した当該研修については、すべて無効となる。

附則 1 この学則は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則は予告なく改廃する場合がある。その場合は当組合ホームページ上に掲載するものとする。

最終変更日 2024 年 4 月 8 日

## 養成課程と履修免除について

○ 実務者研修については、訪問介護員研修、介護職員基礎研修等のほか、地域の団体等で実施されている研修（「地域研修」という。）であって、一定の内容・質、時間数が担保されているものを修了した場合には、科目単位での履修認定を認めることが可能。

## 履修免除の対象となる地域研修の要件

- ① 履修認定の対象となる内容の時間数は、履修認定科目の時間数以上であること。
- ② 実務者研修カリキュラムにおける「教育に含むべき事項」が含まれていること。
- ③ 到達目標に到達していることを評価すること。

科目	無資格	介護職員 基礎研修	訪問介護 養成研修 1 級過程	訪問介護 養成研修 2 級過程	介護職員初 任者研修	喀痰吸引 等研修
人間の尊 厳と自立	5 時間	免除	免除	免除	免除	5 時間
社会の理 解 I	5 時間	免除	免除	免除	免除	5 時間
社会の理 解 II	30 時間	免除	免除	30 時間	30 時間	30 時間
介護の基 本 I	10 時間	免除	免除	免除	免除	10 時間
介護の基 本 II	20 時間	免除	免除	免除	20 時間	20 時間
コミュニ ケーショ ン技術	20 時間	免除	免除	20 時間	20 時間	20 時間
生活支援 技術 I	20 時間	免除	免除	免除	免除	20 時間
生活支援 技術 II	30 時間	免除	免除	免除	免除	30 時間
介護過程 I	20 時間	免除	免除	免除	免除	20 時間
介護過程 II	25 時間	免除	免除	25 時間	25 時間	25 時間
介護過程 III※面接 授業	45 時間	免除	45 時間	45 時間	45 時間	45 時間

こころとからだのしくみⅠ	20 時間	免除	免除	免除	免除	20 時間
こころとからだのしくみⅡ	60 時間	免除	免除	60 時間	60 時間	60 時間
発達と老化の理解Ⅰ	10 時間	免除	免除	10 時間	10 時間	10 時間
発達と老化の理解Ⅱ	20 時間	免除	免除	20 時間	20 時間	20 時間
認知症の理解Ⅰ	10 時間	免除	免除	10 時間	免除	10 時間
認知症の理解Ⅱ	20 時間	免除	免除	20 時間	20 時間	20 時間
障害の理解Ⅰ	10 時間	免除	免除	10 時間	免除	10 時間
障害の理解Ⅱ	20 時間	免除	免除	20 時間	20 時間	20 時間
医療的ケア・通信	50 時間	50 時間	50 時間	50 時間	50 時間	免除
医療的ケア※演習	規定回数	規定回数	規定回数	規定回数	規定回数	免除
実務者研修受講時間数	450 時間	50 時間	95 時間	320 時間	320 時間	400 時間
通信科目	19 科目	1 科目	2 科目	11 科目	10 科目	18 科目

※「医療的ケア」には 50 時間とは別に演習を修了する必要があります。

※○がついている科目に関して免除となる。

※介護過程Ⅲ（46 時間）はスクールアワーを適用する。

